

水文観測業務規則細則の3月20日付改定に伴う 「流量観測野帳（浮子）」様式の変更について

標記につきましては、平成26年3月20日付水文観測業務規則細則の改定により、細則第11条で定める様式2の2の2の扱いが変更されたことに伴い、「流量観測野帳（浮子）」の様式が変更されました。

つきましては、「流量観測野帳（浮子）平成14年5月改定版」（薄黄色の野帳）をお持ちの方は、下記のように、様式の取り扱いについてご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 旧様式（旧版の「流量観測野帳（浮子）」）であっても、必要項目の記載があれば、業務成果として納品することができます。
2. 「流量観測野帳（浮子）」への記載方法につきましては、「**別紙**」をご参照下さい。

（その他）「流量観測野帳（一般）」については、変更点はありません。

